

# 令和4年度 国民健康保険特別会計決算

## 歳入歳出決算状況

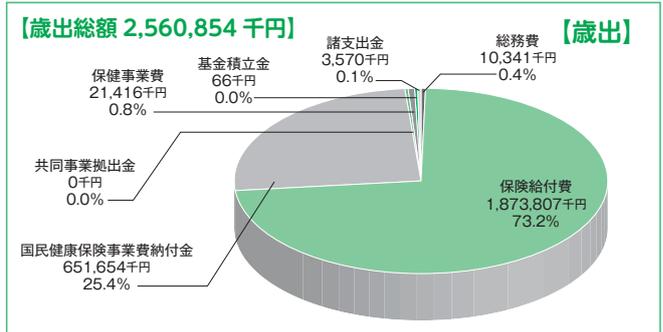
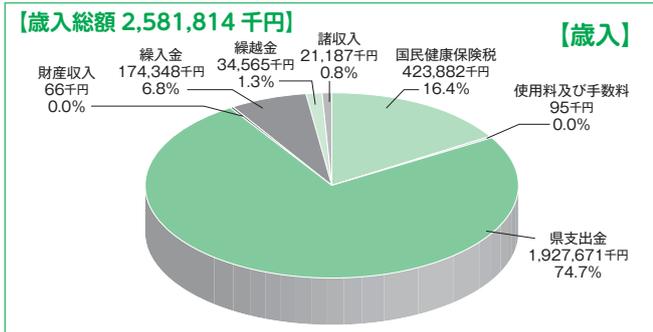
令和4年度の国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入が25億8,181万円、歳出が25億6,085万円となりました。歳入、歳出差し引き残額2,096万円のうち、一部を国保財政調整基金に積み立て、残額を令和5年度に繰越しました。

国保事業に要する費用は、保険給付費（医療費、療養費等保険給付に必要な経費）、県に納める納付金、保健事業に要する経費、事務的経費に大別されます。これらの費用は、主に、被保険者が負担する保険税4億2,388万円（対前年度比10.9%減）、県支出金19億2,767万円（対前年度比6%増）、一般会計繰入金1億7,434万円（対前年度比2.3%増）等で賄われています。

歳出の7割強を占める保険給付費（医療費等）は、18億7,381万円（対前年度比6.7%増）、国保事業費納付金（県へ納付）は、6億5,165万円（対前年度比1.2%減）、保険事業費（健診等）は、2,142万円（対前年度比2.6%減）です。

山都町では医療費（一人あたりの医療費）の増加が大きな課題であることから、被保険者の健康保持・増進のための特定健康診査事業を実施し、生活習慣病・重症化の予防に取り組んでいます。

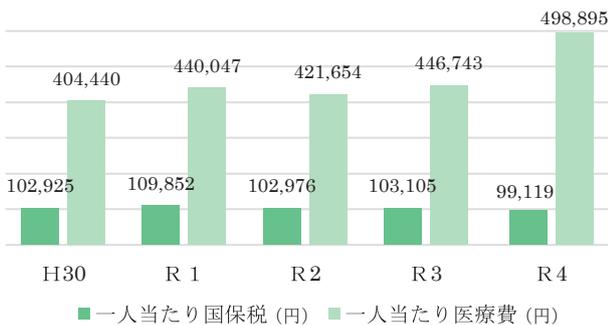
今後も歳入、歳出の両側面から、国保財政運営の健全化に向け様々な取り組みを行います。



## 一人当たり医療費と国保税

令和4年度における一人当たりの医療費は49万8,895円で、一人当たりの国保税は9万9,119円となりました。一人当たりの医療費は、前年度より、約5万2,000円増加しました。

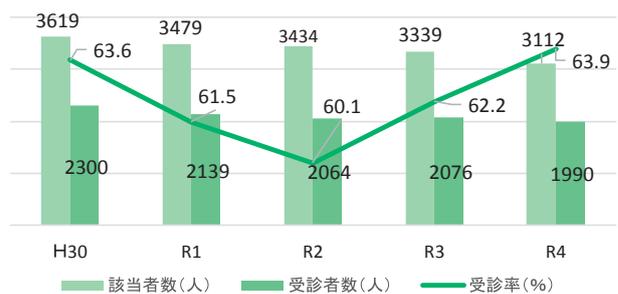
国保加入者は年々減少し国保税の減収につながっています。医療費の増加と国保税の減収により、国保財政は極めて厳しい状況にあります。



## 特定健診受診状況

生活習慣病の予防のために、対象者（40歳～74歳）の方にメタボリックシンドロームに着目した特定健診を行っています。未受診者へハガキによる受診勧奨などの対策を行ったことにより、受診率は63.9%（速報値）となりました。

今後も、生活習慣病の発症・重症化予防を柱に被保険者の健康の保持・増進に取り組めます。



## 10月は国民健康保険の適用適正化月間です

### 1. 国民健康保険の加入・脱退の届出は「14日以内」に

退職などによる国民健康保険への加入の届出が遅れる場合、国保税は資格取得した月までさかのぼって支払ったり、国保被保険者証がない期間の医療費が全額自己負担になることがあります。また、就職などの理由で国保を脱退する人は、脱退の届出が遅れる場合、国保税と社会保険の保険料と二重払いになることがあります。

### 2. 社会保険の被扶養者になれる場合があります

同じ世帯に社会保険の加入者がいる場合、被扶養者として認定されることがありますので、勤務先にご相談ください。

### 3. 申告を忘れずにしましょう

加入者は、所得の申告が必要です。申告をしないと、国保税の軽減の適用および医療費の限度額申請時の判定ができません。